内訳書

項目番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	RRC-19(J0210)	無線機　ＲＲＣ－１９		ZSE	2	ＪＭＵ横浜事業所 磯子工場	2028/01/31	無線機　ＲＲＣ－１９
20	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	内訳のとおり	2028/01/31	

改

調達要求番号：G24-C28-2000520439-00

海　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号等	－	仕　様　書　番　号	MKP-J-51101-5
名　　称	ＲＲＣ－１９無線機	防衛大臣承認年月日	－
		作　成　年　月　日	平成４年１０月８日
		改　正　年　月　日	令和８年７月２９日
		海上幕僚監部装備計画部艦船・武器課	

1　一般事項

1.1　適用範囲

この仕様書は，海上自衛隊において使用するＲＲＣ－１９無線機（以下“無線機”という。）について規定する。装置の仕様は，**箇条 3** に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお，この仕様書に記載したカタログ製品名は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

1.2　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　引用文書

1)　規格

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１　角形銘板

2)　仕様書

Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１７　海自ロジスティクス基盤システム用基礎データ作成共通仕様書

3)　法令等

電波法（昭和２５年法律第１３１号）

船舶安全法（昭和８年法律第１１号）

装備品等の類別に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第５３号）

自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成１８年防衛庁訓令第３４号）

無線機器型式検定規則（昭和３６年郵政省令第４０号）

海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領について（通達）（海幕装備第５６２５号。１０．１２．８）

b)　関連文書

法令等

ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号。令和３年１月２１日）

2　品名等及びカタログ製品名

2.1　製品の呼び方及びカタログ製品名

この無線機のカタログ製品名は，**表１**による。

表１－製品の呼び方及びカタログ製品名

品名	カタログ製品名	
	日本無線(株)	古野電気(株)
RRC-19 無線機	本体型式　JHS-7 標準構成 ・本体 JHS-7 ・二次バッテリーパック NBB-248A ・アンテナ ・肩掛ベルト MPXP33444	本体型式　HT649 標準構成 ・送受信機本体 HT649 ・アンテナ CAT40 ・リチウムイオン２次電池パック CNB750E ・ベルトクリップ CBH750 ・ハンドストラップ LY600 （リチウムイオン１次電池パック CLB750 は，標準構成から除く。）
	又は同等以上のもの（他社の製品を含む）	

2.2　機能・性能

この製品は，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器等（以下“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。また，この装置及び同等以上の製品と判断するための機能・性能は，次による。

a)　**周波数**　156.75 MHz ～156.85 MHz の周波数を試験できること。

b)　**通信方式**　単信

c)　**電波形式**　Ｆ３Ｅ

d)　**送信出力**　0.8 W 切替式　+20％ -20％

e)　**国際ＶＨＦ用無線機**

この無線機は，船舶安全法（昭和８年法律第１１号）に基づき船舶に設置される，双方向ＶＨＦ無線電話装置用の無線機であり，無線機器型式検定規則（昭和３６年郵政省令第４０号）による型式検定機器であること。

3　特別な要求

3.1　製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書で指定にする場合を除き，**ＮＤＳ　Ｚ　８０１１**による一種銘板を取り付ける。また，**Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１７**の**4.4** により，装備品ＱＲコードを表示する。

なお，装備品ＱＲコードの表示の要否及び対象は，調達要領指定書による。

3.2　電波監理に関する事項

工事設計が電波法（昭和２５年法律第１３１号）に適合すること。また，次に示す自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成１８年防衛庁訓令第３４号）における無線局上申に必要な機器の諸元を検査成

績書と同梱し，提出する。ただし，e)～g)については，総務省が認める無線機器型式検定合格，技術基準適合証明又は，工事設計認証の証書の提出をもって代えることができる。

なお，a)については中心周波数及び周波数範囲，c)～g)については実測値または設計値を提出する。

a)　送信周波数

b)　電波型式

c)　空中線電力及び許容偏差

d)　占有周波数帯域幅の許容値

e)　周波数許容偏差

f)　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度

g)　スプリアス領域における不要発射の強度

4　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。ただし，製品検査は，社内検査成績書をもってかえることができる。

5　その他必要な事項

5.1　出荷条件

5.1.1　包装

包装は，商慣習による。

5.1.2　包装の表示

包装の表示は，**Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１７**の **4.5** による。

5.2　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表２**による。

なお，細部については，**5.2.1** から **5.2.3** による。

表２－提出書類

番号	書類名	提出先及び提出部数			秘密区分	記事
		調達要求元	海上自衛隊補給本部	現品添付		
1	検査成績書 b)	－	－	1	なし	－
2	取扱説明書 c)	－	1 a)	1	なし	－
3	類別引用資料	**Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１７**による。a)			なし	－
4	装備品等の構成要素データ	**Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１７**による。a)			なし	－
5	メンテナンス関連データ	**Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１７**による。c)			なし	－

注 a)　同一のカタログ品構成による初号機納入時のみ。

注 b)　社内検査成績書又は社内合格証明書をもって代えることができる。

注 c)　現品添付以外は電子媒体による。

5.2.1　取扱説明書

取扱説明書は，会社既版のものを提出する。ただし，海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領について（通達）（海幕装備第５６２５号。１０．１２．８）に基づき表紙等を作成し，納入の２か月前までに調達要求元及び海上自衛隊補給本部に提出し，事前に審査を受けなければならない。ただし，表紙の紙質及び色別の規定については，これによらないことができる。

5.2.2　類別引用資料

類別引用資料は，装備品等の類別に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第５３号）に基づく装備品等について，**Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１７**によって作成する。

5.2.3　装備品等の構成要素データ及びメンテナンス関連データ

契約の相手方によって作成したデータを元に，基礎データ諸元検討を経て追加又は修正を行うもの。

契約の相手方は，基礎データ諸元検討に際し，**Ｍ１２Ｓ－Ｇ－００００１７**により官が実施する会議に参加し，または官が実施する諸元の聞き取りに応じるなどして，基礎データ諸元検討を支援するとともに，基礎データ諸元検討の結果を踏まえて，官の指示によりデータの修正を行う。

5.3　附属品

付属品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表３**による。

表３－附属品

番号	附属品名	数量
1	二次バッテリーパック	1
2	１連充電器	1

5.4　予備品

予備品は，特に調達要領指定書で指定しない限り，調達しないものとする。

5.5　疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	G24-C28-2000520439-00
	調達要求年月日	8.9.25
	作成部課	海上自衛隊補給本部艦船･武器部艦船・武器第３課
	作成年月日	8.9.25
品名	無線機ＲＲＣ－１９	
仕様書番号	ＭＫＰ－Ｊ－５１１０１－５	

指定事項：この調達は，次による。

4　監督・検査

監督・検査は，海上自衛隊経理執務要領（海幕経１４３号。令和８年３月２７日）による。

5.2　提出書類

この調達における**表４**番号５は，不要とする。

5.2.1　取扱説明書

海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領について（通達）（海幕装備第５６２５号。１０．１２．８）の適用及び審査を除外とする。